

茅ヶ崎市職員旅費条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 7 号

茅ヶ崎市職員旅費条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員旅費条例（平成 2 0 年茅ヶ崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第 1 章 総則」を削る。

第 1 条中「、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか」を削る。

第 2 条第 1 項第 8 号を同項第 1 0 号とし、同項第 7 号中「扶養親族」を「家族」に、「職員の配偶者」を「内国旅行にあつては職員の配偶者」に、「しない」を「していない」に改め、「以下」の次に「この号及び次号において」を加え、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 6 号を同項第 8 号とし、同項第 5 号中「国、都道府県又は他の市町村の職員から引き続いて採用された職員及び」を削り、同号を同項第 7 号とし、同項第 4 号中「在勤庁」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同号を同項第 6 号とし、同項第 3 号中「以下」の次に「この号、第 8 条から第 1 1 条まで及び第 1 9 条において」を加え、同号を同項第 5 号とし、同項第 2 号中「以下」を「次号において」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 市長等 市長、副市長、教育長及び病院事業管理者をいう。

(3) 職務の級 茅ヶ崎市職員給与条例（昭和 2 6 年茅ヶ崎市条例第 7 4 号）第 5 条第 1 項第 1 号アに規定する行政職給料表(1) による職務の級及び同表の適用を受けない者については規則で定めるこれに相当する職務の級をいう。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(11) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うこと

を約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第4項を次のように改める。

- 4 職員が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

第3条第5項中「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。

)」及び「交通機関の事故又は」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条に次の1項を加える。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条の見出しを「(旅行命令等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第2項中「旅行命令を」を「旅行命令等を」に改め、同条第3項中「旅行命令を変更(取消しを含む。以下同じ。)する」を「旅行命令等の変更をする」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書(以下この条において「旅行命令書等」という。)に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

第4条第5項中「旅行命令を」を「旅行命令等を」に、「旅行命令書に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示」を「旅行命令書等に前項に定める事項の記載又は記録を」に改める。

第5条の見出しを「(旅行命令等に従わない旅行)」に改め、同条第1項中「旅行命令(」を「旅行命令等(」に、「変更された旅行命令」を「変更を受けた旅行命令等」に、「旅行命令の」を「旅行命令等の」に改め、同条第2項及び第3項中「旅行命令の」を「旅行命令等の」に、「旅行命令に」を「旅行命令等に」に改める。

第6条を削る。

第7条第1項中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次条から第19条までに定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に、「方法によって」を「方法により」に改め、同条第2項を削り、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の種目)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

第8条から第12条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金(外国旅行の場合であって、市長等及び職務の級が7級以上の者に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分

された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（内国旅行にあっては市長等に限り、外国旅行にあっては市長等及び職務の級が7級以上の者に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各

号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であって、市長等及び職務の級が7級以上の者が移動するとき並びに職務の級が6級又は5級の者が長時間にわたる移動として規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。

） 最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長等及び職務の級が7級以上の者が移動するとき並びに職務の級が6級又は5級の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(3) 外国旅行の場合であって、職務の級が4級以下の者が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

（その他の交通費）

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

「第2章 内国旅行の旅費」を削る。

第13条から第23条までを次のように改める。

（包括宿泊費）

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第17条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第19条 死亡手当は、職員の外国における死亡(第3条第2項第5号に規定する場合

に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号及び第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、第6条及び第8条から第11条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条並びに第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の請求手続)

第23条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)に必要な資料を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付資料の全部又は一部を提出し

なかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後規則で定める期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、規則で定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

第24条から第26条まで及び第3章を削る。

「第4章 雑則」を削る。

第36条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行」に、「当該旅行の」を「旅行の」に改め、同条を第24条とし、第37条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第26条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第38条中「依頼」の次に「又は要求」を加え、同条を第27条とし、第39条を第28条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の茅ヶ崎市職員旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第6号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の茅ヶ崎市職員旅費条例（以下この項及び次項において「旧条例」

という。) 第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第6号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年茅ヶ崎市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第2条第1項中「旅行した」を「旅行する」に、「内国旅行の旅費については食卓料として1夜につき2,400円、外国旅行の旅費については別表第2により算定した額のほか、一般職の職員」を「市長等(茅ヶ崎市職員旅費条例(平成20年茅ヶ崎市条例第4号)第2条第2号に規定する市長等をいう。)」に改め、同条第2項を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

6 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和33年茅ヶ崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び旅費の額並びに」を「の額及び」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条第1項中「及び旅費の額並びに」を「の額及び」に改め、同条を第7条とする。

。

別表を削る。

(茅ヶ崎市実費弁償条例の一部改正)

7 茅ヶ崎市実費弁償条例(昭和34年茅ヶ崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「車賃」を「その他交通費」に改める。